

道路の上空に設ける通路について

国土交通省 道路局 路政課 道路利用調整室

大野係員 栗本さん！今日、10m以上の幅を持つ道路の上空に設ける通路について、道路の車道上を横断して占用を許可してもよいか、地方公共団体の道路管理者から問合せがありました。あまり大きなものを道路の上に設けるのはどうかと思うのですが、許可できるものなのでしょうか？

栗本係員 道路法上の基準がどうなっているかは確認したかい？

大野係員 はい。道路法では、道路の上空に設ける通路については道路法第32条第1項第5号に規定する「通路」に該当するものとして占用許可を行っています。場所に関する基準としては、道路法施行令第10条第1項第1号口では、道路の上空に設けられる部分がある場合においては、その最下部と路面との距離が4.5メートル以上であること、と規定されています。

ただ、通路の構造に関する基準については、施行令第12条第1項に、「倒壊、落下、剥離、汚損、火災、荷重、漏水その他の事由により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないと認められるものであること。」と規定されているのみで、これ以外に法令では通路等の構造に関する具体的な基準はありませんでした。

適切な場所に設けられる通路であれば、幅が広い通路でも占用許可は可能なのだとは思いますが、限度もよくわからないので道路管理上どうなるのでしょうか・・・

栗本係員 大野君の言うとおりに、道路管理者としては、倒壊、落下等しない構造であれば占用物件として許可できることになるね。ところで、平成30年7月11日付けで、道路の上空に設ける通路の取扱いについて通知がされていたと思うけど、見てみたかな？

大野係員 見てみます！・・・ふむふむ、そうか建築基準法第44条第1項第4号に通路に関する規定があるんですね！

栗本係員 (大野君、あまり内容を見ていなかったな・・・) そうだね。占用物件としては、実際に設置される物件が占用許可することができるかどうか個別に判断していくことになるけれども、建築物としての取扱いについては建築基準法の考え方が通知に示されているね。実際には建築物の許可を行う特定行政庁が判断していくことになるよ。

大野係員 わかりました。これを見ると、警察、消防もそれぞれの法律とその考え方にに基づき通路の設置の可否について判断するということでしょうか。

栗本係員 そのとおりだね。そして、これも通知に書いてあるとおり、許可等に関係する事項を調整するため連絡協議会を設け、許可に関する事務の連絡や調整を十分に図ることとしているね。

渡邊課長（横から）それぞれの許認可を有する場合は、例えば建築物としては許可されても道路占用が認められない、といったケースが生じてしまうからね。そのようなことがないように事前に調整しておく必要があるよ。

栗本係員 課長、突然ですね！せっかくなので聞きたいことがあるのですが、例えば、幅員を6m以下とする等、昔は通路について制限がかけられていたと思うのですが、こういった制限が廃止になった理由はあるのでしょうか。

渡邊課長 道路の上空に設ける通路については、昭和32年に通路の設置に関して設置する通路の幅員を6m以下とする等の基準が定められ、本基準に基づき各省庁が許可等を判断していたのだけれども、平成8年にこれを緩和する運用が図られ、これ以降、基準を緩和して設置した例が増えてきたよ。

また、平成23年には都市再生特別措置法に基づき、都市の再生に貢献し、土地の合理的かつ健全な高度利用を図るため、特定の道路上空に建築物を設けることが可能となり、平成30年3月には合理的な土地利用の促進と都市機能の増進のため、一般道路の上空にも建築物を設けることが可能となる都市計画法等の改正が行われ、平成30年7月15日から施行されるなど、道路上空の活用の在り方が変わってきているよ。

大野係員 確かに、いろいろなメリットはありますね！けれど、大きなものを道路上空に設けるのは怖くないですかね？

渡邊課長 道路上空に設けることによる構造的な問題を懸念しているのかもしれないけど、構造的な問題は建築部局においてチェックされるし、そもそも占用物件としての通路を認めているのは、多数人の避難路、地上交通の緩和等の機能を有するためだから、例えば、路上の交通量が多い場合は、一般通行者が道路の上空に設ける通路を利用することで路上での車両と歩行者の平面交差が少なくなるというメリットがあるよ。肝心なのは、上空通路の占用許可を行おうとする際に、道路管理者が設置場所ごとに適切に判断をして許可を行うことや許可条件を定めること、通路の維持管理や点検をしっかりと確認できる体制を整えておくことではないかな。

栗本係員 なるほど～。そういえば、来週の懇親会も、課長の財布の容量を広げて中身を点検して取り出してもらえれば、係員の負担軽減に資するというメリットがありますね！

渡邊課長 財布の容量が広がったとしても、そもそも点検するほど中身もないんだけどなあ…。

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）（抄）

（道路の占用の許可）

第三十二条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

一～四（略）

五 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設六・七（略）

道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）（抄）

（一般工作物等の占用の場所に関する基準）

第十条 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての同条第一項各号に掲げる工作物、物件又は施設（電柱、電線、公衆電話所、水管、下水道管、ガス管、石油管、第七条第二号に掲げる工作物、同条第三号に掲げる施設、同条第六号に掲げる仮設建築物、同条第七号に掲げる施設、同条第八号に掲げる施設、同条第十一号に掲げる応急仮設建築物及び同条第十二号に掲げる器具を除く。以下この条において「一般工作物等」という。）に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 一般工作物等（鉄道の軌道敷を除く。以下この号において同じ。）を地上（トンネルの上又は高架の道路の路面下の道路がない区域の地上を除く。次条第一項第二号、第十一条の二第一項第一号、第十一条の三第一項第一号、第十一条の六第一項、第十一条の七第一項及び第十一条の八第一項において同じ。）に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所（特定連結路附属地の地上に設ける場合にあつては、口及びハのいずれにも適合する場所）であること。

イ（略）

ロ 一般工作物等の道路の上空に設けられる部分（法のり敷、側溝、路端に近接する部分、歩道内の車道に近接する部分又は分離帯、ロータリーその他これらに類する道路の部分の上空にある部分を除く。）がある場合においては、その最下部と路面との距離が四・五メートル（歩道上にあつては、二・五メートル）以上であること。

ハ（略）

（構造に関する基準）

第十二条 法第三十二条第二項第四号に掲げる事項についての法第三十三条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 地上に設ける場合においては、次のいずれにも適合する構造であること。

イ 倒壊、落下、剥離、汚損、火災、荷重、漏水その他の事由により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないと認められるものであること。

ロ・ハ（略）

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）

（用語の定義）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～三十四（略）

三十五 特定行政庁建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。ただし、第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。